

北九州広域都市計画 臨港地区における分区の変更

■概要

北九州港響灘東地区（若松区響町2丁目地先）において、港湾計画の土地利用計画の変更に伴い、商港区及び工業港区を変更する。

■変更理由

「再エネ海域利用法」の整備に伴い、今後、一般海域における洋上風力発電事業の導入加速化が見込まれる。これに伴い、洋上風力発電設備等の重厚長大な資機材を扱うことが可能な基地の整備が必要であることから、国においては、港湾法の一部を改正し、基地港湾の確保を目指している。

本市においては、響灘東地区のポテンシャルを活かし、物流・製造・メンテナンスの各種機能を持った風力発電関連産業の総合拠点の形成を目指す「グリーンエネルギーポートひびき」事業を推進している。

このような状況を受け、洋上風力発電の部材保管ヤードや作業ヤードの確保に対応した港湾計画の変更に合わせて、臨港地区の分区を変更する。



響灘東地区分区概況図

